

平成25年(ワ)第478号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 125名

被告 東京電力株式会社 外1名

原告第25準備書面

(本件事故の発生後の事情の法的位置付け)

2014(平成26)年9月16日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌



外

第1 本書面の目的

本書面は、御庁平成26年7月16日付求釈明事項第9項「原告らが被告らに対し本件訴訟において主張する不法行為は、『本件事故の発生』後のことを含まないと理解してよいか」に対して回答するものである。

第2 回答の趣旨

原告らが本件訴訟において主張する不法行為は、本件事故の発生時までの被告らの各義務違反を指し、本件事故の発生後の事実を含まないものと理解されたい。

ただし、本件事故の発生後の事実は、原告らの損害や精神的苦痛を拡大させた極めて重要な事実であるから、損害論において考慮されるべき事情として主

張する。

第3 回答の理由

- 1 本件事故に関しては、被告東電については、地震対策、津波対策及びS A対策について過失を（訴状19乃至39頁、原告第12準備書面1乃至9頁参照）、また、被告国については、地震対策、津波対策及びS A対策に関する規制権限不行使（訴状42乃至50頁、原告第12準備書面9頁参照）、防災基本計画作成義務違反、情報提供義務違反、計画的避難区域等の指定が遅れたことの過失（訴状50乃至56頁）を措定することが可能である。

これらの過失のうち、本件事故の発生時までの不法行為については、本件事故を発生させた責任原因そのものということができる。他方、本件事故の発生後の不法行為については、本件事故を発生させた直接的な原因とまでは言い難いが、原告らをはじめとする被害者らの被害を拡大させたことは明らかであり、また、多くの被害者らが、本件事故の発生後の被告らの措置に強い憤りを抱いていることは公知の事実でもある。

- 2 ところで、これらの不法行為のうち、本件事故の発生時までの不法行為は、本件事故の正に直接的な責任原因であり、その結果が全ての被害者に損害を生じさせたことは明らかである。他方、本件事故の発生後の不法行為については、これが各被害者に与えた影響には差異があり得るところである。

また、原告らの被告東電に対する請求は、主位的には民法709条に基づく請求であるが、予備的に原賠法3条1項に基づく請求をしている。ここで、「原子力損害」（原賠法3条1項本文）は、本件事故の発生時までの行為に起因する損害を指すことは論を俟たないところであるが、本件事故の発生後の行為に起因する損害を含むかについては、文理上、一義的には明らかでない。

- 3 これらの事情を踏まえると、本件訴訟において、本件事故の発生後の不法行為を原告らにおいて独立に主張立証することとなれば、本件訴訟における争点

が拡大することとなり、訴訟の長期化を避けることはできなくなってしまう。

その一方で、本件事故の発生後の被告らの各行為に起因する原告らの被害については、本件訴訟における損害論において、原告らの損害を拡大させた重要な事実（事情）として損害額に反映されれば、その目的を相当程度達成することができる。

- 4 そこで、原告らの迅速な救済という観点から、原告らは、本件訴訟においては、本件事故の発生時までの被告らの各義務違反のみを不法行為と捉え、本件事故の発生後の事実までを独立の不法行為として主張しないこととする。

ただし、繰り返しになるが、本件事故の発生後の事実については、原告らの損害や精神的苦痛を拡大させた極めて重要な事実であるから、損害論において考慮されるべき事情として主張する。

以上